

憲法九条の意義と東北アジア非核化の課題

山 内 敏 弘

一 はじめに

安倍 9 条改憲を阻止し、憲法 9 条を護り活かしていくためには、まずは、安倍 9 条改憲の危険性を訴えていくことが必要であるが、それとともに、憲法 9 条がこれまで果たしてきた役割、また今後とも果たしうる積極的な役割を明らかにすることも重要であろう。ここでは、それを、①戦後日本の平和の維持、②国際社会への「不戦の誓い」と国際平和への貢献、③自由と民主主義を下支えする憲法 9 条、④「大砲よりバター」を下支えする憲法 9 条、⑤環境保護の指針としての憲法 9 条、⑥平和的生存権の意義の六点にわたって明らかにすることにしたい。

そして、それとの関連で、憲法 9 条を護り活かすためには、朝鮮半島をめぐる現在起きている非核化のための話合いの動きに日本も積極的に関わっていき、日本をも含めた東北アジアを非核化するために積極的に努力していくことも必要ではないと思われる。そうすることによって、東北アジアを戦争の脅威がない地域にして、9 条改憲の必要性がないようにするとともに、9 条を東北アジアにも活かしていくことができるのではないと思われる。以下には、そのことを具体的に明らかにすることにしたい。

二 憲法九条の積極的意義

(1) 戦後日本の平和の維持

まずはじめに、戦後70余年の間、日本が戦争を行なうことがなく、まがりなりにも平和を維持することができたのは、憲法9条があったからであることを確認したい。もし憲法9条がなかったならば、日本は日米安保体制の下で海外での戦闘に自衛隊は出動して内外に多数の戦死者を出していたであろうことはほぼ明らかと思われる。そのことは、韓国がアメリカの要請にしたがってベトナム戦争に出兵して約5千人の戦死者を出したことや、またドイツがNATOの要請にしたがってアフガニスタンに出兵して50人ほどの戦死者を出したこととの対比においても明らかであろう。

また、2018年には明治維新150年ということがいわれたが、前半の77年(1868年～1945年)と後半の73年(1945年から2018年)とを比較したら、前半の77年間ではほとんど10年に一度は戦争をしてきたことと対比して、後半の73年間では憲法9条の下で一度も戦争をしてこなかったことによっても、明らかであろう。

アメリカで「九条の会」を作ったチャールズ・オーバービーは、そのことをつぎのように述べている。「朝鮮戦争以来、たしかに憲法9条が貶められ空洞化されたのは事実である。でもほとんどの人が気づいていないのは、第2次大戦の終結このかた、主としてこの73文字の金言のおかげで、日本以外の土地で日本兵によって殺された人間がただの一人もない、という点である。アメリカやソ連それに他の大国と較べて、これは日本人たるもの大いに誇ってよいみごとな実績である」⁽¹⁾。また、日本文学の代表的研究者であるドナルド・キーンもその晩年に言っている。「憲法9条のすばらしさは、戦後の日本が一人の戦死者も出してこなかったことに表れています。70年の長きにわたって平和であったことは、歴史を振り返っても、とても珍しいことです」(朝日新聞2019年3月16日)。

ちなみに、2018年4月の共同通信の世論調査では、「日本が戦後海外で武力行使をしてこなかったのは、9条があったからだと思うのか」という質問に対して、そうだと回答したのが69%で、他の要因もあったからという回答が29%であった（東京新聞2018年4月26日）。国民の多数も、憲法9条のそのような役割を認めているのである。

このような見方に対しては、承知のように、戦後日本の平和は日米安保体制によって守られてきたという考え方があるが、しかし、その考え方は基本的に間違っていると思われる。第1に、日米安保体制が戦争を抑止する役割を果たしてきたという見方が誤りであることは、「核抑止」論が幻想であることによっても示される。この点について詳しくは後述するが、日本や韓国がアメリカの「核の傘」の下にあることでロシアや中国は核装備を強化し、また、北朝鮮も核開発を進めているのである。北朝鮮の核開発が日本にとって脅威であるとすれば、それは、アメリカの「核の傘」が北朝鮮にとって脅威であることの、いわば映し鏡なのである⁽²⁾。そのことを踏まえれば、日米安保体制はいわば脅威のスパイラルの源泉ともなっていることに留意すべきだと思われる。第2に、日本は、日米安保体制の下で、アメリカのベトナム戦争やイラク戦争、アフガニスタン戦争などに多かれ少なかれ加担する役割を果たしてきたのである。これらの戦争への加担によって、日本は、戦死者こそ出さなかったものの、戦争の一方当事者と見なされても致し方ない状態に置かれたのである。そして、そのような危険性は、日米安保体制が続く限りは今後とも存続することになるのである。第3に、日米安保体制は、日米地位協定に端的に示されるように、日本の対米従属的な関係を固定化する役割を果たしてきた⁽³⁾。そのことは、とりわけ沖縄の人達の人権と自治の重大な侵害をもたらしてきたことにも示されている。現在、辺野古基地の建設を巡って沖縄県民の民意は基地建設反対ということで明らかであるにもかかわらず、政府は、日米合意を盾にとって沖縄県民の意志を無視している。しかし、このような状態が

続く限りは、沖縄に平和は訪れることはないし、沖縄の人々の平和的生存権が保障されることもないと思われる⁽⁴⁾。第4に、日米安保体制は、日本とロシアの北方領土問題の解決と平和条約の締結にも支障をもたらしていることにも留意されるべきであろう。ロシアのプーチン大統領は、北方領土が日本に引き渡された場合には、そこに米国軍隊が駐留する危険性があるということを指摘しているが（毎日新聞2019年6月7日）、それは、日米地位協定がいわゆる「全土基地方式」をとり、アメリカ側が希望する日本の地域に米軍基地を建設することができるようになっていることを踏まえたものなのである。

以上、戦後70年間日本が戦争を行なうことのない状態で過ごしてこれたのは、憲法9条があったからであって、日米安保体制があったからではないということをごく簡単に述べてきたが、なお付け加えれば、日本がこれまで国際的なテロの標的になってこなかったことも、9条の存在が少なからず作用しているということができる。たしかに、日本がこれまでテロの標的になってこなかったことについては、さまざまな見方がありうると思われる。例えば、宗教的にキリスト教とイスラム教との厳しい宗教的対立が日本にはないことも、その一つの要因といってよいと思われる。しかし、それだけではなく、日本が9条の下で、武力行使を日本の側からは行なわないという9条に対する信頼感（「9条ブランド」）がある中で、日本に対するテロを行なう正当性を見いだすことができないということも少なからず影響してきたといってよいと思われる。

（2）国際社会への「不戦の誓い」と国際平和への貢献

憲法9条は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」してこの憲法を確定したという前文の言葉と併せて、アジアなど国際社会に対して「不戦の誓い」としての意味合いをもってきた。日本は、かつてのアジア太平洋戦争で国の内外に多数の犠牲者を出す

という侵略戦争の過ちを犯したが、そのことに対する反省を上記の憲法前文と憲法9条の戦争放棄の条項は、国の内外に示しているのである。そのことは、日本が第2次大戦後に国際社会で再び生きていく上で、不可欠の前提条件であった。その意味は、戦後70年以上が経過した今日でも基本的には変わりはないといってよい⁽⁵⁾。というよりは、現在でもなお、過去の侵略戦争を認めたがらない勢力が少なからず存在し、しかも、安倍政権の下で「戦争ができる国家」づくりが進められているだけに一層その意味を再確認することが必要と思われる。

そして、そのことと関連して留意されるべきは、憲法前文は、過去の侵略戦争に対する反省を単に言葉の上での反省にとどめることなく、過去の戦争の惨禍に対する戦後補償を行なうことをも政府や国会に要請していると解することができるということである。古川純は、この点についてつぎのように言っている。「憲法前文は、政府の行為による『戦争の惨禍』がもたらした過去のあらゆる損害の責任を認め、『人間相互の関係を支配する崇高な理想』に基づきそれらの損害に対する補償を誠実に行なうことで『名誉ある地位』を占める意思を表明したと解釈でき(る)」⁽⁶⁾。戦後70年以上が経過した現在、ドイツなどでは戦後補償の問題は基本的に解決しているのに対して、日本ではまだ元従軍慰安婦や元徴用工の問題など戦後補償の問題が未解決のままでいることは、戦後がまだ完全には終わっていないことを示している。そうであるだけになおさら、憲法9条は憲法前文と併せて、「不戦の誓い」を実質化するための指針としての意味合いをもっていることを見落とすべきではないと思われる。

以上の点と並んで、同時に留意されるべきは、憲法9条がさらにより積極的に国際平和の維持確立に寄与できるといった評価も、国際社会でなされてきているということである。例えば、1999年には、ハーグ世界平和市民会議で「公正な世界秩序のための10の基本原則」が採択されたが、その第1原則には「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争を禁

じる決議を採択すべきである」と書かれて、9条が国際平和のために果す積極的役割を確認したのである⁽⁷⁾。また、2008年5月に日本で開催された「9条世界会議」には、海外の41の国と地域から約200名が参加したが、そこで採択された「戦争を廃絶するための9条世界宣言」でも、「いまこそ地球市民社会は、9条の条項とその精神に着目して、その主要な原則を強化し、地球規模の平和のためにそのメカニズムを生かしていこう」、「日本の憲法9条やコスタリカ憲法12条のような平和条項を憲法に盛り込むことなどを通じて、戦争及び国際紛争解決のための武力による威嚇と武力の行使を放棄すること」が謳われたのである⁽⁸⁾。

さらに、NGOの一つである「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(GPPAC)は、2005年2月に、つぎのような決議を採択した。「私たちは、日本国憲法9条が、地域的平和を促進するための不可欠な要素の一つであると認識している。日本国憲法9条は、日本の軍事主義を封じ込めることで地域の民衆の安全を確実にものにするための規範であるとされてきた。とくに、紛争解決の手段としての戦争及びそのための戦力の保持を放棄した9条の原則は、普遍的価値を有するものと認識されるべきであって、東北アジアの平和の基礎として活用されるべきである」⁽⁹⁾。

また、最近でも、アジアの人たちから9条がそのような役割を果たしてきたことの指摘がなされている。例えば、韓国の金泳鎬・慶北大学名誉教授は、2014年に開かれた「9条の会」の集会で、「平和憲法は、アジアの平和と発展に大きき寄与した点において東アジアの共有財産である」と述べているし⁽¹⁰⁾、また、マレーシアのマハティール首相も、つぎのように述べている。「殺し合いによって問題を解決すべきではありません。私たちは、争いを交渉や仲裁裁判所で解決すべきです。私からみれば、憲法9条は、素晴らしいものです。世界のすべての国の憲法に9条があるべきだと私は思います」⁽¹¹⁾。

このように、9条は、単に日本のアジア諸国に対する「不戦の誓い」と

しての意味をもつだけでなく、9条の基本精神、つまり国際紛争を決して武力によっては解決しないで平和的な外交によって解決するという非軍事平和主義の精神は、アジアなど国際社会の平和の維持のためにも貴重な指針として貢献していることにも留意すべきと思われる。

(3) 自由と民主主義を下支えする憲法9条

戦争時には、あるいは「軍事の論理」がまかり通るところでは、市民的自由が大幅に制限されることは、軍事独裁国家の例をまつまでもなく、多くの国々で普遍的に見られてきた現象である。承知のように、アメリカのヴァージニア権利章典(1776年)は、そのことを「平時における常備軍は、自由にとり危険なものとして避けなければならない」(13項)という形で表現していた。また、フランスのパリ・コミューンの宣言(1871年)では、「市民の自由にとって危険であり、市の経済財政にとって負担の大きい常備軍は廃止する」と謳われていた。戦前の日本社会でも、軍部ファシズムの下で市民的自由は治安維持法などによって徹底的に制限されていた。渡辺治もいうように、「戦前の日本社会とは、戦争の継続と統制による自由の欠如が合体したものであり、戦争と治安維持法による自由の欠如は一体のもの、メダルの裏表として国民のなかに観念されていた」⁽¹²⁾のである。第2次大戦後においても、東西冷戦下において旧ソ連に市民的自由が保障されてなかったことはもちろんのこと、アメリカでもマッカーシズムが吹き荒れて市民的自由が少なからず制限されたことは承知の通りである。

それに対して、日本国憲法の9条は、まさに戦争を放棄し、「軍事の論理」を否認することで市民的自由をも保障する役割を果たしてきたといえる。樋口陽一は、「自由の問題としての第9条」という視点を強調して、9条の存在が「日本社会における批判の自由を下支えする展望をひらくものであったはずである」と指摘しているが⁽¹³⁾、9条が果たす

このような役割を認識することは、戦前の日本のみならず、現在の日本の状況をも踏まえれば、きわめて重要であろう。具体的にみても、例えば、9条があったことで徴兵制は違憲とされてきたし、また、表現の自由に関しても、1980年代における国家秘密法の制定が一頓挫したのは、9条の存在が大きく影響していた。安倍政権の下で、特定秘密保護法や共謀罪法が制定されて表現の自由が大幅に制限されることになったが、そのことは、「軍事の論理」が浸透するにつれて市民的自由が制限されていくことを端的に示している。2014年にさいたま市で「梅雨空に9条守れの女性デモ」と詠んだ俳句が公民館だよりで不掲載になったことも、まさに9条と市民的自由の密接な関係を示している。幸いにも、不掲載の不当性を訴えた市民の側が最高裁（2018年12月20日）で勝訴したことは、まだ完全には市民的自由が、そして9条が死んではないことを示している。

そもそも「軍事の論理」は（仮想）敵国に対してのみならず、自国民に対しても秘密の保持を要請するものである。それ故に、それは、とりわけ知る権利や表現の自由に対して抑圧的になる性向を内在させている。そうであるだけに私たちは、市民的自由の確保のために9条が果たす役割をきちんと評価することが重要だと思われる。

また、9条は、民主主義を下支えする役割をも果たしてきたことができる。そのことは、軍事力が支配する国家（軍事独裁国家）では民主主義が存在しないことによっても示される。戦前の我が国でも軍部の台頭（軍部ファシズム）につれて、大正デモクラシーが崩壊していったことは、改めて指摘するまでもないところであろう。

「軍事の論理」とは、まさに武力によって紛争を解決しようとするものであるのに対して、民主主義とは話し合いによって内外の紛争を解決しようとするものである。両者は、その意味では、対極にある発想であるといってもよい。武力による紛争の解決を否認した憲法9条は、話し合いによる紛争の解決を要請している。その意味でも、憲法9条は、民主主義を

下支えする意味合いをもっているということができるのである。

もちろん、現代の民主主義国家は、軍事力の保持を認めているのが通例である。そして、民主主義と軍事力とを「文民統制」によって両立させようとしている。しかし、例えば、「文民統制」の代表例ともいえるべきアメリカにおいて、文民統制が十分に確保されてきたのかといえ、そうとは必ずしもいえないのが実態であろう。第2次大戦後に限ってみても、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、アフガン戦争と、自衛戦争とは決して言えない戦争をアメリカはその世界第一の軍事力によって行なってきたのである⁽¹⁴⁾。もちろん、そうだからといって、文民統制が全く不要だということではない。ただ、文民統制は、「民軍関係として軍拡のかくれみのにも、軍縮のための文民的指導力発揮のメカニズムにもなり得る」のであって、「日本国憲法は、後者の方式の憲法規範化にほかならない」⁽¹⁵⁾ ことに留意されるべきと思われる。

なお、この点とも関連して触れておくべきは、国際政治学の領域で唱えられてきた「民主的平和論（democratic peace theory）」である⁽¹⁶⁾。この理論は、一言で言えば、民主主義国家相互の間では、戦争を行なわないで平和が維持されるというものである。たしかに、そのことは、ブルース・ラセットが検証したように、大筋においては妥当しているといえてよいであろう。ただ、この理論は、民主主義国家と必ずしも民主的とはいえない国家の間で、民主主義国家の側から戦争を仕掛けた事例がかつてのイギリスや現代のアメリカのようにあることを軽視している点で限界をもつものといえてよいであろう。民主主義国家であることは、たしかに戦争をしないことの必要条件ではあるが、しかし、十分条件とはいえないのである。民主国家が戦争をしないためには、やはり憲法9条が有用であることを、そしてそれと共に憲法9条が民主主義を下支えすることを銘記すべきと思われる。

(4) 「大砲よりバター」を下支えする憲法9条

「大砲かバターか」という選択命題、つまり、国家予算を軍事支出に優先的に使うか、それとも福祉政策に優先的に使うかは、どこの国にあって、限られた財源の中での二者択一的な選択命題である。戦前の日本は、膨大な軍事支出によって国家財政を破綻に陥れるとともに国民を貧困のどん底に陥れたが、戦後の平和憲法は軍事支出を基本的に否認することで国民の生存権の保障を図ろうとした。その意味で、憲法9条と国民の生存権を保障した憲法25条は、密接不可分な関係にあるといえることができる⁽¹⁷⁾。もちろん、1954年の自衛隊の発足以降、一定の軍事支出はなされてきたが、ただ、それは憲法9条の下で相対的に低く抑えられてきた。そして、そのことが、戦後日本の経済発展を大きく下支えしてきたことは間違いのない事実といってよいと思われる。

軍事支出と経済発展との関係については、さまざまな経済学者が論じているが、例えば、アメリカの経済学者のデイグラスは、その著書『アメリカ経済と軍拡』において、国内総生産高（GDP）に対する軍事支出が高い国ほど国内総生産高に対する経済投資率が低くなり、投資の停滞が生産性の向上を妨げ、経済の成長を抑えると指摘している⁽¹⁸⁾。宮崎勇も、軍事支出が、国民経済にとって負担になるのは、①軍事支出をまかなうために国民の租税負担率が高く、②物的・人的資源が軍事目的にさかれる結果、非軍事的用途への資源の供給が不足するということによっているとしている。宮崎によれば、「軍需に支えられた経済は一時的には繁栄することができても、それは麻薬を吸っているようなもので、軍事経済は知らず知らずに経済社会の深部をむしばみ、経済の成長力を奪っている。このことは資本主義国にとっても社会主義国にとってもそうである」⁽¹⁹⁾。ノーベル賞を受賞した経済学者のジョセフ・ステイグリッツはイラク戦争を分析した共著の中で、つぎのように述べている。「今日では、不真面目な例外を除くと、戦争は経済を上向かせるなど信じるエコノミストは一人もいない。

……軍備に金を費やすことは、どぶに金を捨てることと同じ。兵器でなく、投資——工場投資、設備投資、インフラ投資、研究投資、健康投資、教育投資——に金を回しておけば、将来的に経済の生産性が向上し、より大きな成果を獲得できるかもしれないのだ」⁽²⁰⁾。杉原泰雄は、これらの経済学者の指摘をも受けて、①軍事費の非生産的な性質、②軍事費の経済効率の悪さ、③多額の赤字国債の経済的効果が健全財政を破壊していくことを指摘している⁽²¹⁾。

たしかに、例えば、兵器生産が戦争に使われたり、海外に輸出されて海外での戦争に使われたりした場合には、一時的にはそれになりの経済的利潤や経済成長を生むことはできるとと思われる。かつての朝鮮特需がその一例であるし、また現在のトランプ政権がサウジアラビアや日本に高額な兵器を売って利潤を得ていることもそうである。しかし、それは、まさに「死の商人」が行なうことであって、決して健全な経済活動とはいえないのである。のみならず、それは、世界に戦争を助長して国際社会の経済活動そのものを停滞させることにつながるのである。憲法9条は、そのような軍事費に対する支出を抑えて人々の生存や福祉のために国の予算を費やすことを要請することによって、世界の福祉と持続可能な経済開発に資する意味合いをもっているのである。

(5) 環境保護の指針としての憲法9条

環境保護の問題は、日本においてのみならず、地球規模でも重要な現代的問題となっていることは改めて指摘するまでもないところであろう。1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」は「人間環境宣言」を出したが、その中では、つぎのようなことが謳われていた。「人は、環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。自然のままの環境と人間によって作られた環境は、ともに、人間

の福祉、基本的人権、ひいては生存権そのものの享受のため基本的に不可欠である。」「人間環境を保護し、改善することは、世界中の人々の福祉と経済発展に影響を及ぼす主要な課題である。これは、全世界の人々が緊急に望むところであり、すべての政府の義務である」⁽²²⁾。

良好な環境を享受する権利を憲法上の権利として認めるかどうかについては、日本においても、また諸外国においても議論のあるところである。例えば、ドイツの基本法20 a 条は「国は、来たるべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また法律及び法の基準に従って執行権及び裁判を通じて自然的生存基盤（natürliche Lebensgrundlagen）及び動物を保護する。」と規定しているが、ここには自然的生存基盤＝環境の保全は直接的には国の責務とされている。日本国憲法では、環境権についての明示的な規定は存在していないが、憲法13条及び（又は）憲法25条で保障されているとするのが、学説の多数であるといつてよい⁽²³⁾。このような環境（権）の重要性を踏まえれば、環境破壊から人間及び地球社会を保護することは、日本においてのみならず、まさに地球規模の課題であるといつてよい。

そして、このような意味をもつ環境を破壊するさまざまな要因の中で、最大の要因が戦争であることもあらためて指摘するまでもないところであろう⁽²⁴⁾。戦争が国土や環境を破壊し尽くすことは、広島、長崎、さらには沖縄を見るだけでも明らかであろう。また、ベトナム戦争における米軍の枯れ葉作戦がいかにベトナムの民衆のみならず、自然環境を破壊したかも、広く知られている通りである。また、湾岸戦争でも、原油の流出や油田の破壊などがもたらした環境破壊への影響は甚大なものがあつた。現在存在する核兵器だけでも地球を何回も破壊し尽くすことができるということは、核兵器が地球環境にとって最大の敵であることを示している。前述したストックホルムの「人間環境宣言」が、「人と環境は、核兵器その他すべての大量破壊の手段の影響から免れなければならない。各国は、関連

する国際的機関において、このような兵器の除去と完全な廃棄についてすみやかに合意に達するように努めなければならない」と述べたことは、当然のことであった。

このようなことを踏まえれば、一切の戦争を放棄し、戦力の保持を禁止した憲法9条が、地球環境の保護のための貴重な指針となることは明らかであろう。憲法9条は、「軍事の公共性」から「環境の公共性」への価値転換を要請しているということもできるのである⁽²⁵⁾。たしかに、現状は、国際社会においてはもちろんのこと、日本においても、この憲法9条の精神が必ずしも十分に活かされているとはいえない状態にある。国際社会においては、核兵器や大量破壊兵器の保持や戦争はなくなっていないし、また日本においては、とりわけ米軍基地の存在が地域住民の生活環境や自然環境を少なからず損なうものとなっている。そのことは、全国各地で起きている基地公害訴訟や沖縄の辺野古基地建設をめぐる沖縄県民の反対闘争によっても示されている。これらの訴訟や反対運動に関して政府や裁判所の対応は、必ずしも環境保護の立場に立ったものとはいえないものである。例えば、横田基地訴訟や厚木基地訴訟などで、最高裁（1993年2月25日判時1456号32頁、53頁など）は、住民の騒音被害について過去の損害省賠償は認めても、夜間の航空機の運航差し止めについては認めていないし⁽²⁶⁾、辺野古訴訟においても、最高裁（2016年12月20日民集70巻9号2281頁）は、沖縄県の主張を退ける判断を示している。しかし、現状がそうであるだけに、これらの訴訟や運動において、憲法9条は、憲法13条や25条と並んで環境保護の基本的指針としての意味を有し続けるように思われる。

（6） 平和的生存権の意義

日本国憲法は、前文で、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と規定している。この平和的生存権の規定は、平和の問題を単に国の安全

保障政策の問題として捉えるのではなく、基本的人権として捉えるという意味で、世界の憲法史上においても画期的な意義をもつといってよいと思われる。たしかに、この平和的生存権の意味については、これまでに、その享有主体、権利内容、さらにはその法的性格についてさまざまな理解の仕方がなされてきた⁽²⁷⁾。例えば、その享有主体に関しては、①個々の国民の基本的人権そのものとする見解、②一方では民族あるいは全体としての国民＝国家を主体とする対外的基本権であるとするともに、他方では、国民の国家に対する人権であるとする見解、③民族的な基本権とする見解などが出されてきた。ただ、今日では、①の個々の国民の基本的人権そのものと捉える見解が多数説といってよいであろう。また、権利内容に関しては、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏から免れて平和のうちに生存する権利」⁽²⁸⁾と捉えられてきた。私自身は、平和的生存権を狭義と広義に分けて、前者の意味では、平和的生存権は、平和のうちに文字通り生存する権利あるいは生命を奪われない権利を意味し、後者の意味では、戦争の脅威と軍隊の強制から免れて平和のうちに諸々の人権を享有しうる権利と捉えてきた⁽²⁹⁾。裁判上では、長沼訴訟札幌地裁判決（福島判決）（1973年9月7日判時712号24頁）がはじめて平和的生存権を人権として承認したが、その後も、自衛隊イラク派遣違憲訴訟で、名古屋高裁判決（2008年4月17日判時2056号74頁）が同様に平和的生存権を「憲法上の法的な権利として認められるべきである」とし、しかも、この権利は、「裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求するという意味で具体的権利性が肯定される場合がある」と判示した⁽³⁰⁾。

たしかに、このように平和的生存権を基本的人権として、しかも、裁判上救済可能な人権として承認した判決はこれまでのところごく少数であるが、しかし、このような判決の根拠を日本国憲法の前文と9条が提示しているということは、国際的にみても十分に意味のあるところといえてよい

のである。

そして、そのことは、国連総会でも、2016年に「平和への権利宣言」が131カ国の賛成で採択されたことによっても示されている⁽³¹⁾。この宣言では、「すべての人は、すべての人権が促進され保護され且つ発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する」(1条)と述べられていて、平和を享受する権利がすべての個人の権利であることが確認されているのである。このことは、前述したように、従来、平和の問題は国の安全保障政策の問題であって、人権の問題ではないとする考え方が一般的であった(アメリカなどは、そのように考えてこの権利宣言に反対した)ことに対する画期的な転換を意味しているといつてよいのである⁽³²⁾。たしかに、この「平和への権利宣言」は、日本国憲法が規定するような平和的生存権とその権利内容が必ずしも同じではないことは指摘されなければならないであろう。「平和への権利宣言」では、日本国憲法の平和的生存権のように戦争の脅威や軍事力の強制から免れる権利といった点が必ずしも明記されていないからである。そうであるだけに、日本国憲法の平和的生存権は、国際社会において「平和への権利宣言」をさらに実り豊かなものにしていくための指針としての意味をもつといつてよいのである。

三 核不拡散条約(NPT)体制と核兵器禁止条約

(1) 核不拡散条約体制の問題点

1945年8月にアメリカが広島と長崎に原爆を投下して、広島では約14万人、長崎では約7万人の人々の生命が奪われた。それ以来、アメリカのみならず、ソ連(現在、ロシア)、イギリス、フランス、中国といった国連の常任理事国のすべてが核兵器をもつようになり、核戦争の脅威が世界に広がった。しかも、これらの国以外の国でも核開発の可能性が出てきたので、核拡散を防止するために1968年に締結されたのが、核不拡散条約

(NPT)である。2018年現在、このNPTに加入している国と地域は、191カ国に及んでおり、世界の大多数の国がこれに加入している（日本は、1976年に加入）。

この条約は、米、ロシア、英、仏、中の五カ国を「核兵器国」として、その核保有を容認するとともに、それ以外の国への核兵器の拡散を防止することを内容としている。たしかに、この条約が、核拡散を防止する上で一定の役割を果たしてきたことは評価することができるが、しかし、この条約にも一定の限界があることも明らかになってきたといえよう⁽³³⁾。その最大の限界は、この条約は、核兵器国に対して、「核軍備の縮小に関する効果的な措置」に関して「誠実に交渉する」ことを義務づけているが（6条）、しかし、この義務に関しては、強制力がないことである。そのために、核兵器国、とりわけ米国とロシアは、核軍縮を真剣に行なおうとはせず、むしろ「核抑止論」に基づいて核軍拡を促進してきたのである。また、この条約は、インド、パキスタン、イスラエルなどの条約に加盟していない国が核保有することを阻止することもできなかった。

たしかに、アメリカとロシアは、あまりにも多すぎる核兵器開発に対する内外の批判にこたえるべく、1987年には、中距離核戦略廃止条約（INF）を締結して、核弾頭を搭載できる射程500キロ～5500キロのミサイルの廃棄を取り決めた。さらに、1991年には、第1次の戦略兵器削減条約（START、Strategic Arms Reduction Treaty）を締結した。そして、この条約が2009年に失効したことを受けて、2010年には、米露両国は新START条約に署名した。これは、条約の発効から7年以内に核弾頭の上限を米露ともに1550発にして、運搬手段の上限を800基・機にするというものである。

これらの米露の核軍縮は、一定の意義をもつものではあったが、しかし、決して十分なものではなかった。非核兵器国からすれば、米露ともに、1550発もの核弾頭を持つこと自体、到底納得できるものではなかったから

である。かくして、2000年に開催されたNPTの再検討会議の最終文書では、「核兵器国は、保有核兵器の全面的な廃絶を達成するという明確な約束を行なう」という文言が書かれたが、しかし、この文言は、いまだ核兵器国によって実行されるには至っていない。のみならず、2019年には、トランプ大統領は、INF条約から、ロシアがそれを遵守していないという理由で、離脱する旨を明らかにしたのである。

(2) 核抑止論の問題点

核兵器の全面廃棄が今日でもなお実現できていないのは、核兵器国が、多かれ少なかれ「核抑止」論を採用し続けているからである。しかし、この議論は、「核兵器国」のエゴに基づくものであり、理論的にも実際的にも間違った議論というべきだと思われる⁽³⁴⁾。

「核抑止論」とは、一言で言えば、相手国が武力攻撃を行なってきた場合には、核兵器による反撃で相手国を殲滅させることができるので、相手国は殲滅を恐れて戦争を仕掛けることはない、つまり、核兵器は戦争を抑止する力をもっているというものである。

しかし、もしこの議論が正しいのであれば、NPT条約そのものも不要なはずである。各国が核兵器をもてば、それだけで戦争は抑止ことができ、国際平和は確保できるという理屈になるはずだからである。ところが、NPTは、非核保有国の核開発や核保有については平和に対する脅威として阻止しているのである。米ロなどの核超大国の核保有だけは戦争に対する抑止力をもつが、その他の非核保有国の核保有は平和に対する脅威となるという議論は、どう考えても核大国のエゴ以外のなにものでもなく、筋が通らないと思われる。

また、この議論は、核抑止によって戦争を回避することができるとするが、しかし、核抑止論は、一方では、核兵器を使う可能性があることを、つまりは核戦争をする可能性があることを前提としている。一切使うこと

がない核兵器であれば、そもそも抑止論そのものが成り立たないからである。しかし、一旦核戦争が起きれば、その大惨事は、計り知れないものとなることは明らかであろう。そのような核戦争を想定した核抑止論は、それ自体非人道的な議論と言わざるを得ないであろう。

また、この議論は、相手国が核攻撃をしてきた場合には、それに反撃して、逆に相手国に壊滅的な破壊をもたらすことができるような核装備をすることを必要とするので、不可避免的に核軍拡を伴う危険性をもつと言わざるを得ない。その意味でも、それは、核不拡散条約の趣旨とも相矛盾するものと思われる。

さらに、核抑止論の一種として、いわゆる「核の傘」によって自国の安全を確保できるとする「拡大抑止」の考え方が、日本や韓国、さらにはNATO加盟国などで流布しているが、しかし、この考え方もまた、その根拠は、危ういものと言わざるを得ないと思われる。ロバート・グリーンが言うように、そもそも核保有国が核戦争の危険を冒してまでも、同盟を守る意欲をもつかどうかの問題となるし、さらには、核同盟の仲間に入ったために核攻撃を引き寄せるという危険性を持つことになるからである。「核の傘が『傘』ではなく、核を吸い寄せる『避雷針』になる」⁽³⁵⁾ 危険性が少なからずあるのである。

しかも、核抑止論は、非国家主体に対しては、大した効果を持たないということも、留意されなければならないであろう。核保有国が大量の核を持ち続ける限りは、グローバル化して、人、物、技術などが容易に移転することが可能となった今日の国際社会では、核兵器なり核技術が独裁的な国家や非国家主体に移転することを最終的に阻止することは困難と思われる。そうなった場合に、核抑止論によって、非国家主体であるテロリストが核兵器を使用することを阻止することはきわめて困難となると思われる。そのことを踏まえれば、結局は、核保有国を含めた核の完全軍縮に進むか、それとも際限ない核拡散を承認するか、道は、いずれか二つに

一つである。後者の道はまさに核戦争への道であり、また人類滅亡への道であるとすれば、選択肢は前者でしかないのである⁽³⁶⁾。

すでに、1978年の国連軍縮特別総会は、「核兵器の存在及び軍備競争の継続が人類の生存そのものに脅威を与えていることを危惧して」、つぎのような決議を採択していたのである。「兵器の蓄積、特に核兵器の蓄積は、人類の将来にとって防護というよりは、脅威を構成している。今やこうした状態に終止符をうち、国際関係における武力の行使を放棄し、そして軍備の現在のレベルの削減から始まる漸進的で実効的な過程を通して軍縮に安全保障を求めるときがきた」⁽³⁷⁾。

また、2007年1月に、アメリカの核抑止政策に大きくコミットしてきたキッシンジャー元国務長官、ペリー元国防長官、シュルツ元国務長官、ナン元上院軍事委員会議長の4名が、ウォールストリート・ジャーナルに「核兵器のない世界 (A World Free of Nuclear Weapons)」という論考を発表して、要旨つぎのように核兵器の完全廃絶を訴えたが、それは、以上のことを踏まえれば、当然のことであった。「冷戦終結に伴い、米ソ相互抑止の理論は、時代遅れとなった。抑止は、多数の国にとってはいまなお他国からの脅威との関連で考慮の対象となっている。しかし、このような目的の核兵器への依存はますます危険なものとなりつつあり、またその有効性を弱めつつある。北朝鮮の最近の核実験やイランのウラン濃縮計画は、世界がいまや新しい危険な核時代の断崖に立っていることを示している。しかも、きわめて憂慮すべきは、非国家テロリストが核兵器を手にする可能性が増えてきているということである。テロリストによってなされる現代戦争においては、核兵器は、大量破壊の究極の手段である。しかも、核兵器をもつ非国家テロスト集団は、概念的にも (conceptually) 抑止戦略の枠外にあり、新たな安全保障上の難問を提起している」。「このような状況の下で、核兵器のない世界のビジョン及びこの目標の達成に向けての実効的な諸措置を主張することは、アメリカの道徳的遺産と合致する大胆な

イニシアティブであり、またそのようなものとして受け取られるであろう」⁽³⁸⁾。2009年4月にオバマ大統領が、「核なき世界」を目指すという演説をブラハで行なったのは、このようなキッシンジャーなど4名の提言をも背景としたものといってよいと思われる。

ただ、このように「核抑止論」の破綻が明確になっているにもかかわらず、現実には米ソなどの核超大国は「核のない世界」に向けた具体的な政策を打ち出すには至っていない。このような憂慮すべき事態に対して、多くの非核兵器国や市民社会が打ち出したのが、2017年の「核兵器禁止条約」の採択という具体的な方策であった。

(3) 核兵器禁止条約の意義

国連総会は、2017年7月7日に122カ国の賛成によって核兵器禁止条約を採択した⁽³⁹⁾。このような条約が国連加盟国の六割以上の多数で採択されたことは、歴史的にみても画期的なことといってよいであろう。この条約の締結には、日本の被爆者団体の長い間の努力を背景とした上で、コスタリカやオーストリアなどの中小の非核兵器国の努力、そして、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）などのNGOの努力があった。そして、ICANは、その功績によって、2017年には、ノーベル平和賞を授与されたのである。日本政府はこの決議に参加せずに、賛成票も反対票も投じることをしなかった。史上初の核被害を受けた国の対応として、誠に嘆かわしい対応と言うべきであった⁽⁴⁰⁾。

この条約の前文では、まず「核兵器のあらゆる使用がもたらす破壊的な人道的結果」を深く憂慮し、「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害」に留意し、「核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規定、特に国際人道法の原則と規定に反していることを考慮し、核兵器のいかなる使用も人道（humanity）の諸原則及び市民的良心の命ずるところに反することを再確

認し」、「核軍縮が遅々として進まないこと、軍事上、安全保障上の概念及びドクトリン・政策における継続的な核兵器への依存、並びに核兵器の製造、維持及び近代化計画のための経済的及び人的資源の浪費を憂慮し」、「核兵器の法的拘束力をもつ禁止は、不可逆的で、検証可能な、かつ透明性のある核兵器の廃棄を含めて、核兵器のない世界の実現と維持に向けた重要な貢献となることを認識して」、締約国は、以下のことを約束することとした。

すなわち、締約国は、いかなる場合においても、①核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、②核兵器の管理の直接間接の移転・受領、③核兵器の使用、または使用の威嚇、④これらの行為の援助、奨励、勧誘、⑤自国内で配備、設置を行なわないことを約束する（1条）。また、締約国は、この条約が発効する前に、核兵器を保有していたか否か、保有していたが廃棄したか否か、他国の核兵器を配置していたか否かを30日以内に国連事務総長に申告することとした（2条）。さらに、この条約は、検証についても定めている（4条）。すなわち、①この条約の調印以前に核兵器を保有していたが、その後廃棄した場合には、そのことの検証について国際機関に協力する。②核兵器保有国は、可及的速やかに不可逆的な廃棄の計画を策定し、それを実施する。③他国の核兵器を保持している国は、当該兵器の早急な撤去を確保する。

この条約の意義は、第1に核兵器の保持、使用を国際人道法に違反するとしてその禁止を明確に定めたことである。1996年に国際司法裁判所の勧告的意見⁽⁴¹⁾が、核兵器の使用は原則的には国際人道法に違反するが、例外的に国家の存立に関わる場合には、その使用も必ずしも違法とはいえないとしたこととの対比においても、その意義は、画期的といってよいであろう。ノーベル平和賞の授賞式で、サーロー節子が「核兵器は必要悪ではなく、絶対悪です」と述べたが、この条約は、そのような観点に立っているといつてよいのである。

第2に、この条約は、核兵器の使用のみならず、使用の威嚇をすること（threaten to use）をも禁止したことである。この点については、条約の作成過程において異論もあったが、しかし、最終的にはこのように使用の威嚇も禁止されたことは、いわば、核の抑止論そのものをも否認するものと解することができるのであって、重要であろう。これとの関連で指摘できるのは、この条約は、単に核兵器の保持や保持のみならず、いわゆる「核の傘」政策についても、その見直しを迫るものとなっていることも無視できないであろう。

第3に、この条約は、もちろん、核兵器保有国がこの条約に加入することを歓迎しているので、その場合の具体的な手続きと検証を定めている点でも、重要であろう。現在の時点で、核兵器保有国は加盟していないが、しかし、この条約が発効した場合には、核兵器保有国に対して大きな圧力となってくることは間違いないところであろう。

この条約は、50カ国が批准書を寄託すれば、その後90日で効力を発生することとされているが（15条）、2019年4月の時点では、署名国が70で、批准国は23となっている。早期に批准国が50カ国になって発効することが待たれるが、そのためにも、日本がこの条約に加盟することは、憲法9条の精神を国際的に活かしていくためにも是非とも必要且つ有益であろう。ちなみに、田上富久・長崎市長も、2018年8月の「長崎平和宣言」で、「日本政府には、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に賛同し、世界を非核化に導く道義的責任を果たすことを求めます」と述べているが、まさに被爆者のためにも、世界から核兵器を廃絶するためにも、この条約に加盟することが日本政府の責務と言ってよいと思われる。

四 東北アジアの非核化の課題

(1) 米朝首脳会談と日本の対応

米国のトランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長との第一回の首脳会談が2018年6月12日にシンガポールで開催された。このような会談が開催された背景には、一つには、北朝鮮の核開発（弾道ミサイルを含めて）が放置できない程度までに進行して、アメリカもこれに何らかの形で対処せざるを得なくなったということがあったが、もう一つには、韓国の文在寅大統領の事態打開のための努力があったことが指摘されなければならない。文大統領と金委員長との板門店での首脳会談は、2018年4月27日に開催されて、そこでは、①南北関係の改善と発展を達成することによって共同繁栄と自主統一の未来を早める、②軍事的緊張状態を緩和し、戦争の危険を解消するための努力をしていく、③南北は朝鮮半島の恒久的で強固な平和体制の構築のために積極的に協力していくことが取り決められ、そして、「南と北は、完全な非核化を通じた核のない朝鮮半島を実現するという共通の目標が確認した」とされたのである⁽⁴²⁾。

このような南北首脳会談を受けて、シンガポールで開催された米朝首脳会談では、以下のことが合意文書で取り決められた。まず、トランプ大統領は、朝鮮に安全の保証を提供することを誓約し、金正恩委員長は朝鮮半島の完全な非核化に取り組む断固とした揺るぎない決意を再確認して、以下のことを宣言した。①米国と朝鮮は、平和と繁栄を求める両国民の望みに沿い、新たな関係の確立に全力を挙げる。②米国と朝鮮は、朝鮮半島の永続的かつ安定した平和体制の構築に向けて、共に努力する。③朝鮮は2018年4月27日の板門店宣言を再確認し、朝鮮半島の完全な非核化に全力で取り組む。④米国と朝鮮は、戦争捕虜・行方不明兵の遺骨の収容について、身元特定済みの者の即時返還を含め、全力で進める。

そして、この会談の後、2018年9月19日には再び南北の首脳会談が開催

されて、「平壤共同宣言」が出された。この宣言では、「朝鮮半島を核兵器や核の脅威のない平和の地としていかなければならず、そのために必要な実質的な進展を速やかに成し遂げなければならない」ことが確認された。具体的な措置としては、北朝鮮の東倉里（トンチャンリ）のミサイル実験場とミサイル発射台の永久的廃棄や米国が「相応の措置」をとることを条件として、寧辺（ニョンビョン）の核施設の永久的廃棄などの追加措置をとることが決められた。

そして、このような南北会談をも踏まえて、非核化に関する具体的な取り決めが米朝間でなされることが期待されて、2019年2月27日と28日にハノイで第二回米朝首脳会談が開催された。しかし、そこでは、大方の期待に反してなんらの共同声明も発表されることもなく、話し合いは物別れに終わってしまったのである。その理由については米朝の当事者の説明は必ずしも同じではないが、北朝鮮は、その後、2019年5月には短距離ミサイルの発射実験を行なって、アメリカに対話の圧力をかけている状態である。このような中で韓国の文大統領による仲介も手詰まり状態になっているように見えたが、2019年6月30日には電撃的に（トランプ大統領の前日のツイッターを契機として）板門店で第三回目の米朝首脳会談が短時間開催される事態となった。そして、7月以降に改めて米朝間で非核化についての実務者協議が開かれることが取り決められた。

たしかに、このような状況を踏まえれば、朝鮮半島の非核化は必ずしも簡単ではないことが明らかであるが、ただ、そうであるだけに、このような状態を打開するために日本が果たすべき役割は大きいと思われるのである。従来、安倍首相の北朝鮮政策は、「対話なき圧力」であった。北朝鮮に対しては、圧力をかけ続ければ、北朝鮮の側が折れてきて交渉に応じてくるというものであった。しかし、米朝首脳会談が開催されて、米朝間で話し合いがなされてくるに及んで、また、拉致問題も「圧力」だけでは解決出来ず、日朝間の直接の話し合いが必要なことを安倍首相も認めざるを得

なくなり、2019年5月頃からは、「条件をつけないで北朝鮮と話し合いをしたい」という方針に転換したのである。このような方針転換について、安倍首相はその理由を明確には述べていないが、ただ、話し合いをしたいというだけでは、北朝鮮が簡単に応じてくることはないと思われる。拉致問題もちろん重要であるが、それと並んで、朝鮮半島の核問題に日本としてどのような姿勢で向かうかについて、明確な方針を打ち出すことが今まさに求められているのである。

そのような方針として日本として具体的に打ち出すべきは、朝鮮半島と日本を含めた東北アジアの非核化であり、そのための東北アジア非核地帯条約の締結であると思われる。なぜならば、北朝鮮は、さしあたっては韓国を含めた朝鮮半島の非核化を要求しているが、しかし、日本がアメリカの「核の傘」の下にある以上は、北朝鮮がアメリカの核の脅威の下に晒されていることには変わりがないからである。北朝鮮がアメリカの核の脅威から自由となり、北朝鮮の安全が保証されてはじめて、朝鮮半島の非核化が実現するとすれば、それとの関連で、日本もアメリカの「核の傘」から離脱して、東北アジア全体の非核化を推進するということで、朝鮮半島の非核化に協力することが肝要となるのである⁽⁴³⁾。

この点、河野洋平も、つぎのように言っている。「日本はもう一度核兵器廃絶を目指す姿勢を再確認すべきだ。相手国には非核化を要求するが、自国は核兵器禁止条約に賛成しないという姿勢はいかがなものか。北東アジアに非核地帯を作り、この地域に核攻撃をしないという約束を米中露など核保有国から取り付けるくらいのことを考えるべきです」（毎日新聞2018年6月11日夕刊）。また、田上富久・長崎市長も、「長崎平和宣言」（2018年8月9日）の中でつぎのように述べている。「日本政府には、この絶好の機会を生かし、日本と朝鮮半島全体を非核化する『北東アジア非核兵器地帯』の実現に向けた努力を求めます」（毎日新聞2018年8月10日）。日本としては、すでに世界の各地域に存在する非核兵器地帯条約をも参考

にしながら、いまこそアメリカの「核の傘」から離脱して東北アジアに非核兵器地帯条約を作るように働きかけることで、東北アジアの平和の確立に貢献することが必要であると思われる。

（２）世界の非核地帯条約

現在、世界には、非核地帯条約としては、南極条約（1959年署名、1961年発効、48カ国）、中南米のトラテロルコ条約（1967年署名、1968年発効、33カ国）、南太平洋地域のラロトンガ条約（1985年署名、1986年発効、13カ国）、東南アジア非核兵器地帯条約（1995年署名、1997年発効、10カ国）、アフリカ地域におけるベリンダバ条約（1996年署名、2009年発効、54カ国）、中央アジア非核地帯条約（2006年署名、2009年発効、5カ国）などがある。これらの条約の簡単な内容を記せば、以下のようになる⁽⁴⁴⁾。

まず、南極条約では、5つの核保有国を含む48カ国が加盟している。第5条で「南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止する」と規定している。南極をめぐる領有権をめぐる争いと、南極の核利用への米ソの危惧の念を打開すべく締結されたものであり、非核地帯条約としてはもっとも早い時点で締結されたものである。

つぎに、トラテロルコ条約には、中南米及びカリブ海のすべての国が加盟している。5つの核兵器国も、消極的な安全保障を定めた議定書に署名、批准している。この条約の締結は、1962年のキューバ危機が契機となった。そして、コスタリカの提案とそれに賛同したメキシコの積極的な働きが条約の締結に大きく寄与した。

ラロトンガ条約にはニュージーランド、オーストラリアなど13の国と地域が加盟している。消極的な安全保障と核実験禁止を定めた議定書には、アメリカを除く核兵器国が署名、批准している。南太平洋地域におけるフランスの核実験による海汚染や核搭載米艦船に対する反対などが契機になっている。ちなみに、ニュージーランドでは、1987年に非核地帯法が制定さ

れている。ニュージーランドは、アメリカ、オーストラリアとANZUS条約を締結していたが、この一連の非核化政策によってニュージーランドは、事実上ANZUS条約から離脱することとなった⁽⁴⁵⁾。

東南アジア非核兵器地帯条約には、インドネシア、フィリピンなど10カ国が加盟している⁽⁴⁶⁾。従来から非同盟政策を採ってきたインドネシアの積極的な働きかけと、東西冷戦後の核軍縮の流れを受けて、また、ラロトンガ条約の影響などを受けて条約締結が実現した。但し、条約の適用地域に大陸棚や排他的経済水域を含めたこと、条約未締結国を含めて非核地帯全体での核兵器不使用を核兵器国に確約させる内容となっていることもあって、核兵器国はいなまお議定書には参加していない。なお、フィリピンでは1987年に憲法2条8節で「核兵器からの自由を政策目標とする」旨の規定が導入された。

アフリカ非核兵器地帯条約には、域内の36カ国が批准済みで18カ国が署名している。サハラ砂漠でのフランスの核実験が背景にあって、核廃棄への動きが大きくなり、また南アフリカでの核兵器開発問題もその契機となった。国連も「アフリカ非核地帯化宣言履行」決議をするなどして積極的に動いた。ちなみに、南アフリカは、1993年に自国の核計画と原爆の放棄を発表した。核兵器国は、米国は議定書に署名のみであるが、その他の核兵器国は批准している。

最後に、中央アジア非核地帯条約には、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの五カ国が批准している⁽⁴⁷⁾。カザフスタンには旧ソ連の核実験場があったことも背景となり、またロシア、中国といった核保有国に囲まれ、イランにも近接するなどして、核の脅威があった。核保有国による消極的安全保障を受ける必要があった。但し、この条約では、締約国が、外国船舶や航空機の寄港や領空通過については、各締約国の自由に委ねると共に、本条約は、本条約発効前に締結された他の条約の権利義務には影響を及ぼさないと規定したこと

もあって、米国は批准していないが、その他の核兵器国は、批准済みである。

なお、1998年には、モンゴルが、非核化された。モンゴルは、1992年に非核地帯を単独宣言したが、モンゴルの要請に基づいて1998年には国連総会でもモンゴルに「非核兵器国の地位」が承認されたのである⁽⁴⁸⁾。

(3) 東北アジア非核地帯条約の締結に向けて

以上、核兵器禁止条約と世界の非核地帯条約をみてきたが、両者は、いわば「車の両輪」の関係にあると見てよいと思われる⁽⁴⁹⁾。核兵器禁止条約は、もちろん、一国だけの判断で加入することができるというメリットがあるが、他方で、非核地帯条約の場合は、核兵器国による消極的な安全保障を受ける場合が多いだけに、地域全体の安全保障に貢献すると思われる。したがって、日本としては、もちろん、核兵器禁止条約に加入すると共に、同時並行的に朝鮮半島と日本を含めた東北アジアの非核地帯条約の締結を目指すべきと思われる。そうすることによって、日本のみならず、東北アジアの平和の維持に貢献して、憲法9条をこの地域にも活かすことができると思われる。

もちろん、東北アジアの非核地帯条約の締結のためには、いくつかのクリアしなければならない課題があることは明らかである。その第1は、北朝鮮にこの条約に加入させることができるかどうかという点であるし、また、第2はアメリカがこのような条約に対して消極的な安全保障を与えるかどうかである。そして、第3は、日本がアメリカの「核の傘」から離脱してこの条約に加盟する決断をすることができるかどうかである。

これらのうち、第1と第2の問題は相互に密接不可分に関連していることはこれまでの米朝首脳会談などで明らかであろう。この二つの問題は、東北アジア非核地帯条約を締結する上で、難問中の難問であることは確かであるが、ただ、北朝鮮と米国との間にはいまだ対話の可能性は開かれて

いるので、上記のような第一回首脳会談や南北首脳会談の趣旨を具体的に活かす方向での話し合いによって、上記の課題を克服していくように日本としても尽力することが求められているように思われる。

また、第3の課題は、日本自身が解決しなければならない課題であり、日本が、アメリカの「核の傘」から離脱する決断を主体的にすることができかどうかという問題である。ただ、この点に関して留意されるべきは、朝鮮半島の非核化には大賛成であるが、日本自身が「核の傘」から離脱するのはいやだということでは、北朝鮮のみならず、韓国に対しても説得力をもたないであろうということである。朝鮮半島の非核化を実現するためには、日本自身がまずもってアメリカの「核の傘」から離脱するという姿勢を明らかにすることが重要であろう。また、そうすることで、被爆者の人たちに対しても顔向けができると思われる。なお、アメリカの「核の傘」からの離脱が直ちに日米安保条約の解消につながるかどうかは、別途考慮されるべき問題であろう。私自身は、最終的には、日米安保条約も日米平和条約へと改定することが望ましいと考えるが、ニュージーランドのような方式もありうるであろう。その点も、今後の検討課題といっていようであろう⁽⁵⁰⁾。

以上のような課題の解決とともに、さらに検討されるべきは、具体的にどのような内容の条約を作るかということである。ただ、この点に関しては、すでにいくつかの条約案が既存の非核兵器地帯条約をも参考にして提案されているので、論点は明らかになっていると言ってよいように思われる⁽⁵¹⁾、例えば、この問題に関して梅林宏道が提案している条約案は⁽⁵²⁾、現時点でのまとまった案なので、それを踏まえて論点を示せば、つぎのような点が指摘できると思われる。

まず第1に、条約の締結国をどうするかであるが、梅林案では、「近隣核兵器国」（中国、アメリカ、ロシア）も条約本体の締結国になっている（1条）。ただ、従来の非核兵器条約では、締結国は、その地域の非核兵器

国のみとして、核兵器国は議定書への参加という形をとって、いわゆる消極的な安全保障を行なうという形をとっているのです。私自身は、東北アジア非核地帯条約の場合も、そのようにした方がよいと考えている。

第2に、梅林案では、上記の点とも関連して、核兵器国の義務として、「核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない」（3条2項）と規定している。単に核兵器による武力攻撃のみならず、通常兵器による武力行使についても禁止しているのは、この条約案に不戦条約としての意味合いをもたせるもので、理想的なものといってよいであろう。ただ、従来の非核兵器地帯条約ではそこまでは規定していないので、果たして現実にそこまで規定できるかどうかは難問と思われる。不戦条約的な側面は、別立ての条約として考えることもあり得ると思われる。

第3に、「地帯内国家」（韓国、北朝鮮、日本）は、「北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、制作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行なわない。」（3条1項(a)）とされている。この条約案の骨子であり、重要な規定であろう。

この点とも関連して、第4に、条約案は、「自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する」（3条1項(c)）と規定している。核抑止論への依存を禁止した規定であるが、従来の非核兵器地帯条約では、余り見られなかった規定であるが、日本や韓国がアメリカの「核の傘」に依存していたことを踏まえたものとして、重要であろう。

第5に、核兵器を搭載していると疑われる航空機や艦船の寄港や領海通過を認めるかどうか、微妙な問題である。東南アジア非核地帯条約では、それを各国の判断に委ねているが、梅林案では、「北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通航権または通過通航権に含まれない方法によって地帯

内国家の領海を一時通過させない」と規定している（3条2項（c））。この点は、日本の「非核三原則」をも踏まえたものであり、賛成できる案である。

第6に、核の平和利用を認めるかどうかは、むづかしい問題である。梅林案では、「本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を平和的に利用する権利を害しない」（4条1項）と規定して、原子力の平和利用を認めている。東北アジアで非核兵器地帯を締結するには、この点は最大公約数的に認めざるをえないということかもしれないが、ただ、福島原発事故の体験を踏まえれば、原発も廃止をする方向での規定が望ましいと思われる。少なくとも将来的には、そのような方向に進むべきことが記される規定があってもよいと思われる。

最後に、梅林案は、条約を履行するための委員会として「北東アジア非核兵器地帯委員会」の設置を規定しているが、そのメンバーには、核兵器国も入っている（7条）。核兵器国が条約の締約国に入っている以上は、やむを得ない構成というべきであろうが、しかし、果たして、これで、条約違反について十分な監視ができるかどうかは、検討の余地があると思われる。この点からしても、やはり、この条約の締約国は、韓国、北朝鮮、日本の三カ国にして、「東北アジア非核兵器地帯委員会」は、基本的にこの三カ国で構成し、場合によっては、地域のNGOの代表をも参加させるようにすることが望ましいと思われる。

八 結びに代えて

以上において、憲法9条が果たしてきた歴史的役割及び今日の役割を六点左右にわたって述べてきた。憲法9条がこのような役割をこれまで果たし、また今後とも果たしうる以上は、憲法9条を改変することは、日本にとってのみならず、アジアなどの国際社会の平和にとってもまた有害無益

なことといってよいであろう。しかも、国際社会においては現在、核兵器禁止条約に示されるように、非核化への確実な動きが見られる。朝鮮半島においても非核化への動きは続いている。そのことを踏まえれば、日本自らが、東北アジアの非核化のための努力を払っていくことは、憲法9条の理念を活かすためにも、またこの地域に平和を実現するためにもきわめて重要な課題といってよいと思われる。東北アジア非核地帯条約の締結は、そのような環境作りのためのきわめて適切な方策といってよいのである。

もちろん、憲法9条を日本そして国際社会で活かしていくためには東北アジア非核地帯条約の締結だけで十分というわけではない。非核化だけでは非核兵器による軍事拡大をもたらす危険性を排除できないとすれば、通常兵器をも含めた軍縮の推進に日本が率先して取り組んでいくことも必要であろう。現に国際社会で進行している軍事拡大が「安全保障のジレンマ」を解消することができない以上⁽⁵³⁾、日本自身が完全軍縮のための「一方的なイニシアティブ」⁽⁵⁴⁾を自衛隊の縮小改編を含めてとることは、まさに憲法9条の非軍事平和主義の理念を実践する意味合いからしても、必要であろう⁽⁵⁵⁾。ただ、そのような意味合いからしても東北アジアの非核化を実現していくことは、日本のみならず、アジアなど国際社会の平和の維持確立のためにも必要であろう。そのような課題に主体的に取り組んでいくことで、日本は、国際社会において真に「名誉ある地位」を占めることができると思われるのである。

(1) チャールズ・オーバービー(国弘正雄訳)『地球憲法第九条』(講談社インターナショナル、1997年)86頁。

(2) 都留重人『日米安保解消への道』(岩波書店、1996年)65頁が、「『核の傘』の存在が、『核の傘』を必要とする事態を生みえた」と指摘しているのも、同趣旨と思われる。

(3) 日米安保条約の対米従属的性格については、沖縄県の『他国地位協定調査報告書(欧州編)』(沖縄県、2019年)、伊勢崎賢治・布施祐仁『主権なき平和

- 国家』（集英社、2017年）参照。なお、トランプ大統領は、最近、日米安保条約は、米国が日本を守る義務があるが、日本が米国を守る義務はなく、その点で「不公平な条約」だと述べたが（朝日新聞2019年6月30日）、トランプ大統領には、日米地位協定の不公平性については眼中にないのであろうか。そのことをきちんと米側に言わない日本政府の態度も、疑問という他ない。
- (4) 辺野古問題については、紙野健二・本多滝夫編『辺野古訴訟と法治主義』（日本評論社、2016年）、山城博治・北上田毅『辺野古に基地はつくれない』（岩波ブックレット、2018年）参照。
 - (5) 李京桂『アジアの中の日本国憲法』（勁草書房、2017年）3頁は、憲法9条は、「日本の安全」の保証であるとともに、「日本に対する安全」の保証としての意味合いをももってきたとする。
 - (6) 古川純『憲法と戦後補償』『公法の諸問題Ⅳ』（専修大学法学研究所、1995年）55頁。なお、同旨の文献として、石村修「戦後補償の実現に向けて」拙編『日米新ガイドラインと周辺事態法』（法律文化社、1999年）215頁、内藤光博「戦後補償裁判と日本国憲法」内藤・古川編『東北アジアの法と政治』（専修大学出版会、2005年）25頁参照。
 - (7) 浦田賢治「ハーグ市民社会会議の憲法学的課題」杉原泰雄先生古稀記念論文集刊行委員会『21世紀の立憲主義』（勁草書房、2000年）225頁。
 - (8) 「9条世界会議」日本実行委員会編『9条世界会議の記録』（大月書店、2008年）220頁以下。
 - (9) GPPACについては、君島東彦「グローバルな立憲主義の現段階」深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』（北大出版会、2008年）322頁以下参照。
 - (10) 金泳鎬「東アジア市民平和憲章をつくろう」梅原猛ほか『憲法九条は私たちの安全保障です』（岩波ブックレット、2015年）6頁。
 - (11) 2019年5月2日テレビ朝日「報道ステーション」での発言。
 - (12) 渡辺治『戦後史のなかの安倍改憲』（新日本出版社、2018年）40頁。
 - (13) 樋口陽一「戦争の放棄」樋口編『講座・憲法学2』（日本評論社、1994年）120頁。
 - (14) ジョン・W・ダワー『アメリカ 暴力の世紀』（岩波書店、2017年）参照。
 - (15) 北海道比較憲法研究会「文民統制をめぐる比較憲法学的考察」法律時報臨時増刊『憲法と平和主義』（日本評論社、1975年）182頁。
 - (16) その代表例がブルース・ラセット『パクス・デモクラテア』（東大出版会、1996年）である。
 - (17) 二宮厚美『憲法25条＋9条の新福祉国家』（かもがわ出版、2005年）、渡辺治『憲法9条と25条・その力と可能性』（かもがわ出版、2009年）参照。
 - (18) R・デイグラス（藤岡惇訳）『アメリカ経済と軍拡』（ミネルヴァ書房、1987年）62頁。
 - (19) 宮崎勇『軍縮の経済学』（岩波書店、1964年）18頁及び135頁。
 - (20) ジョセフ・E・ステイグリッツ／リンダ・ビルムズ（楡井浩一訳）『世界を

- 不幸にするアメリカの戦争経済』(徳間書店、2008年)148頁。
- (21) 杉原泰雄『平和憲法』岩波書店、1987年)101頁、同『憲法と資本主義』(勁草書房、2008年)293頁。
- (22) 奥脇直也編『国際条約集(2011年版)』(有斐閣)562頁参照。
- (23) 芦部信喜『憲法(第7版)』(岩波書店、2019年)281頁。
- (24) 拙稿『平和憲法と地球環境』軍縮問題資料1991年6月号8頁。
- (25) 林公則『軍事環境問題の政治経済学』(日本経済評論社、2011年)153頁参照。
- (26) 最高裁が米軍機の差し止めを認めない理由は、日本政府には米軍機の運航を制限する権限が条約や法令上ないので、そのような米軍機の離着陸等の差し止めを求めることは、日本政府に対して「その支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するものというべき」だから、そのような差し止めは認められないというものである。しかし、米軍機の日本領域内での運航を認めたのは、他ならぬ日本政府の意志に基づくものである以上は、このような判決の理由は、憲法上の根拠を欠いたものというべきと思われる。
- (27) 平和的生存権については、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)、小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社、2006年)、拙著『平和憲法の理論』(日本評論社、1992年)参照。
- (28) 深瀬・前掲注(27)227頁。
- (29) 拙著・前掲注(27)292頁。
- (30) これらの判例については、とりあえずは、拙稿「平和主義」樋口陽一ほか『新版・憲法判例を読みなおす』(日本評論社、2011年)14頁参照。
- (31) A/RES/71/189.
- (32) 「平和への権利宣言」については、前田朗・笹本潤「平和への権利が国際法になった(上・下)」法と民主主義2017年4月号48頁、同5月号44頁、笹本潤「武力行使に対する人権アプローチの規制の可能性——平和への権利国連宣言の議論から」平和研究51号(2019年)95頁参照。
- (33) NPTについては、藤田久一『軍縮の国際法』(日本評論社、1985年)、黒沢満『軍縮国際法の新しい視座—核兵器不拡散体制の研究』(有信堂高文社、1986年)、川崎哲『核拡散』(岩波書店、2003年)等参照。
- (34) 抑止論については、湯川秀樹ほか編『核軍縮への新しい構想』(岩波書店、1977年)、山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』(法律文化社、1979年)、ロバート・グリーン(梅林宏道・阿部純子訳)『検証「核抑止論」』(高文研、2000年)、浦田賢治編著『核抑止の理論』(日本評論社、2011年)など参照。
- (35) ロバート・グリーン、前掲注(34)30頁。
- (36) 坂本義和「核拡散の挑戦にどう応えるか」世界別冊『北朝鮮核実験以降の東アジア』(2007年)62頁も同旨。
- (37) 外務省情報文化局『軍縮問題と日本』(1981年)80頁以下に外務省訳が掲載されている。
- (38) A World Free of Nuclear Weapons, Wall Street Journal, 4 Jan.2007. なお、

- キッシンジャーなどの4名は、2018年1月15日のWall Street Journalにも、「核のない世界に向けて (Toward a Nuclear-Free World)」と題する論考を寄稿して、同様の主張を行なっている。なお、日本平和学会編『「核なき世界」に向けて』(早稲田大学出版部、2010年)も参照。
- (39) A/CONF.229/2017/8. この条約については、川崎哲『核兵器はなくせる』(岩波書店、2018年)、富田宏治『核兵器禁止条約の意義と課題』(2017年、かもがわ出版) 参照。
- (40) 日本政府は、『外交青書2018年』157頁で、この条約に反対する理由として、この条約が「米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命、財産を危険に晒すことを容認することになりかねず」、また、核兵器国のみならず、非核兵器国からの支持を得られておらず、「核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている」ことを挙げている。しかし、核抑止論が正当な根拠のないものであることは本文で指摘したところであるし、後者の点は、日本政府が米国に気兼ねして真面目に核廃絶に取り組もうとしていないことの単なる言い訳でしかない。
- (41) ICJ Report, 1996 (1) p.66. なお、この勧告的意見については、ジョン・ロバート(浦田賢治監訳)『核兵器使用の違法性——国際司法裁判所の勧告的意見』(早稲田大学比較法研究所、2001年) 参照。
- (42) 李鐘元・平井久志「米朝首脳会談後の東アジア」世界2018年8月号39頁、李京桂「南北首脳会談と東アジアの平和」法と民主主義2018年10月号16頁など参照。
- (43) これとはほぼ同様の指摘は、和田春樹「朝鮮半島の非核化と日本海・日本列島・沖縄の非核化」原水爆禁止2018年世界大会・科学者集会実行委員会編『東アジア非核化構想』(本の泉社、2018年) 17頁以下及び梅林宏道「北東アジア新秩序へ」世界2018年9月号189頁参照。
- (44) 世界の非核兵器地帯条約については、藤田久一・浅田正彦編『軍縮条約・資料集(第三版)』(有信堂高文社、2009年) 参照。See, R.Thukur (ed.), Nuclear Weapons-Free Zones (Macmillan Press, 1998) .
- (45) ニュージーランドの非核化については、デビッド・ロンギ(国際非核問題研究会訳)『非核・ニュージーランドの選択』(平和文化、1992年) 参照。
- (46) 東南アジア非核兵器地帯条約については、山地秀樹「東南アジア非核兵器地帯条約の背景と意義」外務省調査月報2001年 (no.3) 1頁。
- (47) 中央アジア非核地帯条約については、石栗勉「核兵器よさらば——中央アジア非核兵器地帯条約の意味」世界2007年6月号252頁。
- (48) A/RES/53/77D.
- (49) 梅林宏道『非核兵器地帯』(岩波書店、2011年) 176頁。
- (50) この点については、see, Morton, H.Halperin, A Proposal for a Nuclear Weapons-Free Zone in Northeast Asia, Global Asia (2018.9.29) p.4.
- (51) 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)『提言 北東アジア非核兵器地

- 帯設立への包括的アプローチ』(2015年)、拙稿「東北アジア非核地帯条約締結の課題」深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』(北大出版会、2008年) 154頁など参照。
- (52) 梅林・前掲注(49) 資料9頁以下。なお、梅林は、「北東アジア非核兵器地帯条約案」としているが、外務省が「北東アジア (North East Asia)」と呼んでいることを踏まえてのことと思われる。ただ、私は、和田春樹と同じく、「東北アジア非核兵器地帯条約案」と呼ぶことにしたい。「東南アジア非核兵器地帯条約」の場合は、「東南アジア」と呼んでいて、「南東アジア」とは呼んでいないこととの整合性を保つ必要もあるからである。
- (53) 「安全保障のジレンマ」については、さしあたりブルース・ラセット(鴨武彦訳)『安全保障のジレンマ』(有斐閣、1985年) 141頁、遠藤誠治「共通の安全保障は可能か」遠藤誠治・遠藤乾編『安全保障とは何か』(岩波書店、2014年) 279頁参照。
- (54) 坂本義和『新版・軍縮の政治学』(岩波書店、1988年) 67頁。
- (55) この問題については、水島朝穂『平和の憲法政策論』(日本評論社、2017年) 17頁以下、千葉眞「『小国』平和主義のすすめ」思想2018年12月号83頁参照。